

くらしの知識 心当たりのない「当選」にご注意！

【事例1】宝くじ3億円が当選したというメールが届いた。当選金を送金するための手数料として、10,000円を請求された。その後、同様の費用を繰り返し請求され、結局総額350万円支払ったが、3億円は受け取れないままだ。

【事例2】SNSに有名人の賞金企画に当選したとメッセージが送られてきた。受け取り手続きをしようと、クレジットカードの情報や個人情報を登録した。その後、海外のサイトから会員登録されたというメールが送られてきた。心配になってクレジットカード会社に問い合わせると毎月5,000円の月会費が請求されていると言われた。どうしたらよいか。

相手に連絡したり、個人情報を入力して一度でも手続きなどを行ったりすると、送金料や手数料と称してお金を請求されたり、その後も同じようなメールやSMSが届く可能性があります。一度お金を払ってしまうと取り戻すことは困難です。

【消費者へのアドバイス】

- ①応募していない宝くじや懸賞に当選することはありません。また、賞金を受け取る手続きだと信用させ、個人情報やクレジットカード番号を盗み取る事例もあるので気を付けましょう。
 - ②メールなどがしつこく送られてくる場合は、メールブロックサービスの利用や、メールアドレスの変更を検討しましょう。
 - ③クレジットカード情報を伝えてしまったら、すぐにクレジットカード会社に連絡し、請求の保留やカード番号の変更などを依頼しましょう。また、不審な請求はないか確認するようにしましょう。
 - ④困った時は、すぐに市や県の消費生活相談窓口にご相談しましょう。
- 問八潮市消費生活センター(受付は商工観光課) ☎0336、埼玉県消費生活支援センター川口 ☎048-261-0999

法律相談コラム 法律相談などで多い事例とそのアドバイス

成年後見制度

質問 私の母は現在一人暮らしです。母は高齢で認知症が疑われており、今後も自分で財産管理をしていけるか心配です。母が安心して暮らしていけるようにするために、法律にはどのような制度が用意されているのか教えてください。

回答 質問者の母が認知症のため、判断能力が欠けているのが通常の状態となり、財産管理能力を喪失している場合、家庭裁判所に成年後見開始の審判の申し立てをして成年後見人を選任してもらうことが考えられます。成年後見人の役割は、本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、必要な代理行為を行うとともに、本人の財産を適正に管理していくことです。具体的には、本人のために診療・介護・福祉サービスなどの利用契約を結ぶことや、本人の預貯金の出し入れや不動産の管理などを行うことが主な仕事となります。また、本人が行った契約などの法律行為について、成年後見人は、日用品の購入、その他日常生活に関する行為に関する例外はありますが、原則として後から取り消すことができます。

また、質問者の母の判断能力が欠けているのが通常の状態といえないまでも、それが不十分な場合には、その程度によって家庭裁判所に申し立てをして、保佐人や補助人を選任してもらうことが考えられます。保佐人や補助人は、本人の法律行為に同意する権限や本人の法律行為を取消す権限、特定の法律行為について本人を代理する権限などを通じて、本人の保護を図っていきます。本人の判断能力の状態については、専門の医師にご相談いただき確認されることをお勧めします。

なお、質問者の母が契約の締結に必要な判断能力を有している場合には、将来自己の判断能力が不十分になったときの後見事務の内容と後見人を自ら事前の契約によって決めておく制度(任意後見制度)や、保有する財産を信頼できる家族に託し、特定の目的に従ってその管理・処分を任せる仕組み(家族信託)の利用も考えられます。詳しくは弁護士などの専門家にご相談ください。

問埼玉県弁護士会越谷支部 ☎962-1188 中村毅人(弁護士)

12月各種無料相談

★年末年始(12月29日(水)～1月3日(月))はお休みです。
※来庁(館・所)による相談は、中止や電話での相談になる場合がありますので、事前に各担当課へお問い合わせください。

①法律相談 問秘書広報課 ☎0373
法律上の諸問題についての相談(弁護士が対応)
☎毎週金曜日 午後1時20分～4時
場市民相談室
定8人(電話による事前予約制)
※2日前の水曜日午前9時から電話予約

②税理士相談 問秘書広報課 ☎0373
相続税など税金全般についての相談
※2週間前の月曜日午前9時から電話予約
☎12月6日(月) 午後1時～4時
場市民相談室
定6人(電話による事前予約制)

③不動産相談 問秘書広報課 ☎0373
マンションおよび不動産取引全般についての相談(宅地建物取引士が対応)
☎12月13日(月) 午後1時～4時
☎12月27日(月) 午前9時～正午
場市民相談室

④くらしの相談 問秘書広報課 ☎0373
日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談(行政相談委員が対応)
☎12月8日(水) 午後1時30分～3時30分
場市民相談室

⑤行政書士相談 問秘書広報課 ☎0373
官公庁へ提出する書類・申請書の作成、離婚・相続などについての相談
☎12月20日(月) 午後1時～4時
場市民相談室

⑥司法書士相談 問秘書広報課 ☎0373
土地・建物の所有権移転登記、相続などについての相談
※2週間前の木曜日午前9時から電話予約
☎12月16日(水) 午後1時～4時
場市民相談室
定6人(電話による事前予約制)

⑦DV相談 問人権・男女共同参画課 ☎0811
DV被害(配偶者からの暴力)について電話・面談による相談(女性相談員が対応)
☎毎週月・金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時
※面談の場合は要予約
☎996-3955(DV相談支援室専用電話)

⑧女性相談 問人権・男女共同参画課 ☎0811
女性が抱えるさまざまな悩みについての相談(女性相談員が対応)
☎毎週火～木曜日 午前10時15分～午後0時30分 午後1時30分～3時45分
場駅前出張所内相談室
定4人(電話による事前予約制)

⑨人権相談 問人権・男女共同参画課 ☎0811
プライバシーの侵害など基本的人権についての相談(人権擁護委員が対応)
☎12月9日(水) 午後1時～4時
場市民相談室

⑩心配ごと相談 問社会福祉協議会 ☎995-3636
日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談(心配ごと相談員が対応)
☎12月1日(水)・15日(水) 午後1時～4時
場身体障害者福祉センターやすらぎ ☎998-7616
(心配ごと相談専用電話)

⑪生活困窮者自立相談 問社会福祉課 ☎0493
経済的な問題などの心配ごとについての相談(生活困窮者自立相談支援員が対応)
☎毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
場社会福祉課 ☎949-6317
(生活困窮者自立相談支援専用電話)

⑫こころの健康相談 問保健センター ☎995-3381
不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談(専門医が対応)
☎12月6日(月) 午後1時～2時30分
場保健センター
定2人(電話による事前予約制)

⑬消費生活相談 問商工観光課 ☎0336
悪質商法などに関する問題や借金問題など消費生活全般についての相談(消費生活相談員が対応)
☎毎週月～金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時
場消費生活センター
※受付は商工観光課

⑭内職相談 問商工観光課 ☎0274
内職の求人、求職のあっせん、および相談(内職相談員が対応)
☎毎週火曜日 午前10時～正午 午後1時～3時30分
場市民相談室

⑮若年者就職相談 問ゆまにて ☎996-0123
若年者(40歳未満、学生・生徒可)の就職、転職、職業能力などについての相談(キャリアカウンセラーが対応)
☎12月1日(水)・15日(水) 午前10時～正午 午後1時～4時
場勤労青少年ホームゆまにて
定5人(電話による事前予約制)

⑯教育相談 問教育相談所 ☎995-0077
児童・生徒の言動やいじめ・不登校に関する事など教育についての相談(専任教育相談員が対応)
☎毎週月～金曜日 午前9時30分～正午 午後1時～4時
場教育相談所(八条小学校西隣)

⑰家庭児童相談 問子育て支援課 ☎0472
子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談(家庭児童相談員が対応)
☎毎週月～金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時
場家庭児童相談室

⑱子育て相談 問だいら児童館 ☎999-0321
子育ての不安や悩みごとについての相談(家庭教育アドバイザーが対応)
☎12月16日(水) 午前9時～正午
場だいら児童館(わんぱる)
定3人(電話による事前予約制)

⑲子育てコーディネーター 問子育てはっとステーション ☎951-0229
就学前のお子さんの子育て関連情報の提供や子育ての不安・悩みごとを窓口または電話で相談
☎毎週月～金曜日 午前10時～午後4時
場やしお子育てはっとステーション

⑳休日・夜間納税相談 問納税課 ☎0330
市税・国民健康保険税の納付についての相談
※相談はなるべく電話でお願いします
☎12月5日(日) 午前9時～午後4時
毎週木曜日 午後5時15分～7時
場納税課